П

目

次

12月26日 (火曜日)

平成 18 年

平成十八年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課)..... 港湾隣接地域の指定に関する告示の一部改正 (港湾課)..... 港湾施設に係る指定管理者の指定(港湾課)..... 道路の供用の開始 (道路整備課)..... 指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)...... 山口県指定有形文化財の指定.... 山口都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)....... 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出 (商政課) 公共測量の実施 (監理課) Ξ

Щ

山口県告示第六百八十二号

の五第一項の規定により、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二 次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があっ

た。

査の結果を記載した書類は、平成十八年十二月二十六日から平成十九年一月二十六日ま

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調

山口県岩国環境保健所及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

山口県知事

=

井

関

成

での間、

平成十八年十二月二十六日

申請者

玖珂郡和木町関ケ浜一丁目六番二〇号

株式会社和木商事

保安林予定森林(周南市)(森林整備課)......一 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (廃棄物・リサイクル対策課)...... Ξ 四四 兀 産業廃棄物処理施設の設置の場所 住 名 代表者の氏名 所 称

八番、八八二番及び九〇七番 一番、五五六番、五六一番、五六三番、八四三番二、八四四番、八四六番、八四八 産業廃棄物処理施設の種類 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 安定型最終処分場 玖珂郡和木町大字関ケ浜字鷹ノ巣五四五番、五四七番、五四八番、 八六三番一、八六六番から八七〇番まで、八七二番、 八五〇番、八五二番、八五四番、 八五六番、 ガラスくず、コンクリートくず (がれき 八五八番、 八七四番、 八六〇番から八六二番ま 八七六番、 五五一番、 五五五

五 類を除く。)、陶磁器くず及びがれき類 申請年月日

五

六

平成十八年九月二十一日

山口県告示第六百八十三号

七

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、農林水産大臣

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 = 井 関 成

周南市大字富田字仙島 (国有林。 次の図に示す部分に限る。 保安林予定森林の所在場所

指定の目的

号

- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法

名所又は旧跡の風致の保存

- 主伐は、択伐による。
- 伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、 周南市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水 次のとおりとする。

産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。

(定期)

山口県告示第六百八十四号

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成十八年十二月二十六日

П

山

山口県知事 = 井 関 成

内四 二五七の一、字御田ケ浴弐四二八、字石ケ坪六五五の一一から六五五の一三ま まで、字斧磨一八五二、字大浴一九四六から一九四八まで、字鬼ケ原二八八一、二八 谷西一四二二の一、一四二二の二、字万玉上浴一四九五の一、一四九五の六、字円座 六、字桂ケ谷東一四二一の一 (次の図に示す部分に限る。) 、一四二一の二、字桂ケ 二五、字木船下川西一二七、字草穴二〇三、二〇二三、字鬼ケ原上一四一九、一四二 〇、一一三の一一、字堂ケ浴一一三の一二、二二二から二二五まで、字木船上川西 七七六の二、一七七九、字上八方原一七九一の一、字猿ケ馬場一七九九から一八〇三 八二の一、二八八二の二、二八八三、字岡田山四四四三、小郡下郷字大垰一〇五の 一五〇〇の一、二九四九の一、字薄浴一七七二から一七七五まで、一七七六の一、一 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二三五の七、二三五の八、字原河 、字御田ケ浴一二三から一二六まで、一二七第一、字洗川二三五の一・二三五の一 山口市小郡上郷字岡田一の一、字中ノ尾三六、三七の六、三八の二、字原河内東八 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 八九、九二から九四まで、字原河内一一三、字大亀石一一三の七、一一三の一

で、六五五の三〇、六五五の三六

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による
- 二八(以上七筆について次の図に示す部分に限る。 円座一五〇〇の一・二九四九の一・小郡下郷字洗川二三五の一・字御田ケ浴弐四 山口市小郡上郷字原河内東九三・字万玉上浴一四九五の一・一四九五の六・字
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、 伐期齢以上のものとする。 山口市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び山口市経済部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第六百八十五号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十八年十二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成十八年十二月二十六日

山口県知事

井 関 成

道路の種類 線 名 四八九号 一般国道

道路の区域

同市徳地野谷字小原二二三の一地先地先から山口市徳地野谷字出合一〇三九の二	区間
旧	旧新別
最狭二二・四	(メートル)敷地の幅員
() () () () () () () () () ((メートル) 長
	備
	考

道路の区域

X

間

旧新別

敷

(メー・

ト ル 員

○延 メー

ト ル 長

備

考

路

線

名

柿

木山口線

道路の種類

県道

まで 11 日本で 11 日本で 11 日本で 12 日本で 12 日本で 12 日本で 12 日本徳地野谷 同字一〇四二の三地 12 日本徳地野谷 12 日本徳地野谷字出合一〇四二の三地 12 日本徳地野谷字出合一〇四二の三地 12 日本徳地野谷字出合一〇三九の二 12 日本で 12 日本の 12 日本で 12 日本の本で 12 日本で 12 日本 新 最広 最狭 最最 広狭 八 一一 八 五一 三 ・及・・及・ ○び四二び四 三一 八六 二八 七七三・六び〇 八四 $\frac{1}{0}$ ダブルウェイ

道路の種類 線 名 県 通津周東線 道

路 道路の区域

4で の市通津字鮎かへり四四三の一地先	の 一 地	区間
新	IΒ	旧新別
最最 広狭	最最 広狭	(敷火地
二 四九 〇四	一 八四 · 八五	(ートル)
		(メ ー
八六九・六	八八七・一	ートル)
完了による。		備
る工事の		考

路 記津 津 周 東 道 線 名 同市通津字鮎かへり四四三の岩国市通津字高殿一九四四の 供 用 開 一地先まで 始 の X 間

供用開始の期日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

山口県告示第六百八十六号

平成十八年十二月二十六日	において一般の縦覧に供する。	その関係図面は、平成十八年十二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備	路の供用を開始する。
		(日から一月間山口!	
		県土木建築部道路整備	

次のとおり道

山口県知

事

=

井

関

成

四一八般九国号道	路線名	
司市徳地野谷字小司山口市徳地野谷字山	供用	
東一二三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の	開	
の一地先まで三九の二地先	始	
ית	Ø	
6	X	
	間	
二十七日 平成十八年十二月	供用開始の期日	

山口県告示第六百八十七号

計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一 項の規定に基づき、 山口都市

平成十八年十二月二十六日

山口県知事

井

関

成

施行者の名称

山口市

都市計画事業の種類及び名称

新

最広

八 —— 八 五— 三 ・及・・及・ ○び四二び四

七七三・六び〇

広狭

八六

八四

 $\frac{\cdot}{\circ}$

(重用) 号の道路の区域 一般国道四八九

最狭

先まで 同市徳地野谷字出合一〇四二の三地 先から 山口市徳地野谷字小原二二三の一地

旧

最最 広狭

三 三 三 二四

(重用) 号の道路の区域

山口都市計画道路事業三・四・二十六中園町三和町線

Ξ 事業施行期間

兀

事業地 平成十四年六月十八日から平成二十年三月三十一日まで

松美町及び三和町

泉都

町

山口市中園町、

山口県告示第六百八十八号

次のとおり指定する。 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条第一項の規定に基づき、 海岸保全区域を

海岸保全区域の指定に関する告示 (平成元年山口県告示第九百五号) は 廃止する。

平成十八年十二月二十六日

Щ

口県知事

井

関

成

海岸の名称

指定区域 山口県山口南沿岸徳山下松港海岸浅江地区海岸

五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二二、二四、二五、二六、二七、 次結んだ線によって囲まれた区域 二八、二九、三〇、三一、三二の各点を順次結んだ線及び基点三二、補助点三二の 一、二五の一、二四の一、一五の一、 基点一、二、三、 四 其 六 ţ | 二の一、二の一、一の一、基点一の各点を順 V 九 四

点の位置

口

経一三一度五五分二七秒) 光市浅江六丁目四八四〇番地の二の標柱の位置 (北緯三三度五七分四 一秒東

基点一から三二六度五九分五○秒八○・○メートルの点 基点二から三二九度五九分五○秒五二・○メートルの点 基点三から三二八度五九分五○秒一七九・○メートルの点

山

五 基点四から三二五度五九分五○秒七三・○メートルの点

基点六から三二三度五九分五○秒四三一・○メートルの点 基点五から三二一度五九分五○秒二一・○メートルの点

基点八から二九九度五九分五○秒八八・○メートルの点 基点七から三一八度五九分五○秒三五・○メートルの点

〇 九 基点九から三一○度五九分五○秒八三・○メートルの点

基点一○から三一二度五九分五○秒一○一・○メートルの点

= 基点──から三一二度五九分五〇秒一三二・○メートルの点

四三 基点一三から二九五度○○分○○秒一六九・○メートルの点 基点Ⅰ二から三○○度五九分五○秒Ⅰ 一四六・○メートルの点

> Ξ 補助点 二九 五 Ξ \equiv 二七 四四 $\overline{0}$ 九 七 八 基点 基点三一から二六九度○○分○○秒五○・○メートルの点 基点三○から二○二度四四分五○秒四七・七メートルの点 基点二九から二四八度一五分○○秒四八・八メートルの点 基点二八から二五七度三五分三○秒五○・五メートルの点 基点二七から二六五度五八分四○秒五二・五メートルの点 基点二六から一度二二分五○秒一四・四メートルの点 基点□三から一八三度□九分五○秒□一・一メートルの点 基点□□から□七八度□□分三○秒三□・九メートルの点 基点 二 から三度二九分四○秒二五・七メートルの点 基点二○から二八六度○○分○○秒一○○・一メートルの点 基点一九から二八六度○○分○○秒五九・一メートルの点 基点一七から二八九度二五分四○秒四九・二メートルの点 基点一六から一九度一七分三○秒三一・三メートルの点 基点一五から二八六度○○分○○秒一○八・六メートルの点 一五から二七八度五八分五○秒三六・○メートルの点 一八から一九九度一七分三〇秒三四・二メートルの点 |四から二八五度〇〇分〇〇秒||三三・三メートルの点

注 五の ー 五 の 四の _ の <u>_</u>の _ の _ 方位は、 基点三二から一八一度○○分○○秒二一四・○メートルの点 基点二五から一七一度○○分○○秒二八四・○メートルの点 基点二四から一九七度三一分○○秒一一九・一メートルの点 基点│五から二○○度○○分○○秒│三○・○メートルの点 基点Ⅰ二からⅠ九Ⅰ度○○分○○秒Ⅰ五七・○メートルの点 基点二から二四○度○○分○○秒一五八・○メートル 基点一から一九三度○○分○○秒一八四・○メートル 真方位とする。

山口県告示第六百八十九号

を次のように改正する。 港湾隣接地域の指定に関する告示(昭和三十八年山口県告示第七百二十六号)の一部

五

基点一四から二八六度○○分○○秒八四・○メートルの点

平成十八年十二月二十六日

十の2の○を次のように改める。 浅江地区

区域

各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によって囲まれた区域 二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二二、二三、 一四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、補助点三二の一の 補助点一の一、基点一、二、三、四、五、六、七、八、 九一〇、一一、

秒東経一三一度五五分二七秒 光市浅江六丁目四八四〇番地の二の標柱の位置 (北緯三三度五七分四

Ξ 基点一から三二六度五九分五○秒八○・○メートルの点 基点二から三二九度五九分五○秒五二・○メートルの点

五 兀 基点四から三二五度五九分五○秒七三・○メートルの点 基点三から三二八度五九分五○秒一七九・○メートルの点

七 六 基点六から三二二度五九分五○秒四三一・○メートルの点 基点五から三二一度五九分五○秒二一・○メートルの点

九 基点八から二九九度五九分五○秒八八・○メートルの点 基点七から三一八度五九分五○秒三五・○メートルの点

基点──から三一二度五九分五○秒一三一・○メートルの点 基点一○から三一二度五九分五○秒一○一・一メートルの点 基点九から三一○度五九分五○秒八三・○メートルの点

山

 $\overline{\circ}$

П

 \equiv 基点Ⅰ二から三○○度五九分五○秒二四六・○メートルの点

Д 基点Ⅰ三から二九五度○○分○○秒Ⅰ六九・○メートルの点

五 六 基点 基点一四から二八六度○○分○○秒八四・○メートルの点 一五から二八六度○○分○○秒一○八・六メートルの点

七 基点 一六から一九度一七分三〇秒三一・三メートルの点

八 基点 七から二八九度二五分四〇秒四九・二メートルの点

一九から二八六度〇〇分〇〇秒五九・一メートルの点 一八から一九九度一七分三〇秒三四・二メートルの点

基点二○から二八六度○○分○○秒一○○・一メートルの点

山口県知事 _ 井 関

成

<u>_</u> 五

四四

基点二二から二七八度二二分三○秒三二・九メートルの点 基点□一から三度□九分四○秒□五・七メートルの点

補助点

三二 基点三一から二六九度○○分○○秒五○・○メートルの点

基点三○から二○二度四四分五○秒四七・七メートルの点 基点二九から二四八度一五分○○秒四八・八メートルの点 基点二八から二五七度三五分三○秒五○・五メートルの点 基点二七から二六五度五八分四○秒五二・五メートルの点 基点二六から一度二二分五○秒一四・四メートルの点 基点二五から二七八度五八分五○秒三六・○メートルの点 基点二四から二八五度○○分○○秒一三三・三メートルの点 基点二三から一八三度二九分五○秒二一・一メートルの点

Ξ \equiv 二九 <u>一</u>八 二七 <u>二</u>六

三 の 一 _ の _ 百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。 成十三年法律第五十三号) による改正後の測量法 (昭和二十四年法律第 方位は、真方位とする。 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律 (平 基点三二から一八一度○○分○○秒二一四・○メートルの点 基点一から一九三度○○分○○秒一八四・○メートルの点

注



(六四五) 平成十八年度山口県補正予算の要領の公表

平成十八年十一月山口県議会定例会で議決された平成十八年度山口県補正予算の要領 次のとおりです。

平成十八年十二月二十六日

は

山口県知事 井 関

成

平成18年度山口県一般会計補正予算 第3号

、歳入歳出予算の補正 平成18年度山口県の一般会計補正予算 (第3号)は、 次に定めるところによる

紦 算の総額を歳入歳出それぞれ732,872,985千円とする 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ211,431千円を追加し、 歳入歳出予

平成	18年	≣12,	月26	∃_	火	翟日			Ц	1			1		県	Į		報	ł		()	定其	月)		ŝ	第 1	816	6 두	<u>1</u>	
	第2表	皷			8 					6農林		皷	皷			14諸		13編			9国庫		8 使用		皷	第1表	第2条	(債務)	予算(2 歳.
	債務				K					農林水産	瘚					収		憇			써		使用料及び手数 料	瘚		歳入	債務	負担行	予算の金額は、	入憲出
川	負担行	Œ			픮					業體		EE	>			>		₩			出組		美数		>	.歲出予	負担行	2		予算の
	債務負担行為補正 -	□⟩	2 道路 費	1		5 火	4 林	2 畜	二 課				□⟩	6雑	2 受許		1 編		2 ㈱	2国庫		2手				歳入歳出予算補正	債務負担行為の追加は、	(正)	第1表)補正の款
		빡	2 道路橋りょう 費	渵		強業	牃	強業	牃		眞		빡		受託事業収入		越		畑	重補 助		数		鬞			并		歳入歳	⟨頂の[
			ű	馬		뢷	樌	馬	貫					>	X		₩		₩	金金		苹					「第2表		氮出予算	⊠分及び
											補													維					盖田	送世(
		211,431	4,992	76,702	81,694	19,028	1,285	1,251	108,173	129,737	正額		211,431	2,501	17,570	20,071	104,910	104,910	6,234	80,000	86,234	216	216	正額			务負担行 為		歳入歳出予算補正」による。	区分ごとの
		732,661,554	46,111,606	9,441,918	120,272,791	12,681,305	11,430,961	1,263,675	13,861,736	60,649,036	補正前の額		732,661,554	3,620,899	1,269,343	83,370,639	317,273	317,273	1,095,165	65,603,399	99,297,119	2,554,601	12,633,859	補正前の額		(#	債務負担行為補正」による。			歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
		732,872,985	46,116,598	9,518,620	120,354,485	12,700,333	11,432,246	1,264,926	13,969,909	60,778,773	빡		732,872,985	3,623,400	1,286,913	83,390,710	422,183	422,183	1,101,399	65,683,399	99,383,353	2,554,817	12,634,075	빡		(単位 千円)				三後の歳入歳出

と。 (県道粭島櫛ヶ浜停車場) (線	2 公共土木施設災害復 旧事業の年度を越える 工事を一括契約するこ	で で が で に で で に で に た に た に た に た に た に た に た	1 道路災害関連事業の 年度を越える工事を一 左朝の士える工	事 頂
平成20年度まで	平成18年度から	平成20年度まで	平成18年度から	期間
-	980.000 丰田	320,000 11 13	300 000 H	限
				御
				咨頁

(六四六) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

とおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次の

平成十八年十二月二十六日

山口県知事

二井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸和下松店

所在地 下松市大字西豊井一五九〇の一

大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 三、五一〇平方メートル

大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

Ξ

零平方メートル

大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

兀

平成十八年十一月二十九日

(六四七) 公共測量の実施

公共測量を実施する旨の通知がありました。 第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 = 井 関 成

作業の地域 公共測量 (地形測量)

作業の種類

下関市武久町及び山陽小野田市大字埴生

平成十八年十二月二十五日から平成十九年三月三十一日まで 作業の期間

(六四八) 港湾施設に係る指定管理者の指定

した。 う。) 第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しま 山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」とい

平成十八年十二月二十六日

報

山口県知事 = 井 関 成

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

徳	港
Щ	湾
下	の
松	名
港	称
場、櫛ケ浜道路及び櫛ケ浜野積場き桟橋、櫛ケ浜物揚場、櫛ケ浜船揚ケ浜護岸A、櫛ケ浜護岸B、櫛ケ浜浮が浜張にい、櫛ケ浜防波堤A、櫛ケ浜防波堤B、櫛	港湾施設の名称
商市	港湾施設の場所

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

Щ

П

南市 周南市岐山通一丁目一番地

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

設」という。)の使用に係るものに限る。四及び団において同じ。)をすること。 条例第七条第一項及び第二項の許可 (知事が定める港湾施設 (以下「指定港湾施

条例第七条第四項の規定による協議 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。)

- を受けること。
- を受理すること。 条例第十条の規定により、 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。 条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ
- 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消

(五)

施設及び設備の維持管理に関すること。 その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

兀 指定の期間

平成十八年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間



山口県教育委員会告示第六号

次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。 山口県文化財保護条例 (昭和四十年山口県条例第十号) 第四条第一項の規定により、

平成十八年十二月二十六日

Щ 県 教 育 委 員

会

河村写真館	名
	称
_	員
棟	数
山口市上竪小路	所
上竪小	在
_	の
O <u>E</u>	場
	所
· 河 村	所
通弘	有
54	者

平成十八年十二月二十六日発行平成十八年十二月二十六日印刷

発発 行行 人所

「口県知事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)